

答申書（案）

本会議は、平成26年9月29日付で交野市長から諮問された「子ども・子育て支援新制度に伴う交野市の利用者負担について」に対する平成26年11月6日付の答申において、新制度施行に伴い市が新たに定める保育認定（2号認定及び3号認定）の利用者負担について、次のとおり設定に当たっての主な考えを示すとともに、附帯意見として、「利用者負担の改定については、国の動向を見極めることができる平成28年度を目途に行うことが交野市にとって適切であると判断することから、新制度が施行される平成27年度においても、引き続き、利用者負担に係る審議を本会議において継続することを申し添える。」等を附した上で、基本として料金改定は行わない現行水準を所得税ベースから市民税ベースにスライドさせることが、利用者にとって理解が得やすいとの考えを示した。

- 国基準の階層区分（8階層）と交野市の階層区分（20階層）を比較すると、12階層もの相違があるが、国が示す区分の階層間の格差が年収に換算し300万円程度ある区間があることを踏まえると、利用者の負担軽減を考慮した交野市の階層区分も理解できる。
- 教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担における新たな財源増の発生など、今後、交野市の財政状況への恒常的な影響を踏まえることも必要となるところである。
- 近隣市の階層区分の状況を参考にした場合、14階層が多く見られ、その階層内容を見ると、年間の所得額が高い層に対しては細分化を行っていない状況となっており、交野市においても、階層区分の再編をするべきである。

交野市では、昨年度の本会議の答申を受け、答申どおり現行水準の維持を基本とした保育認定（2号認定及び3号認定）の利用者負担の設定が行われ、平成27年度から適用されている。ただし、平成26年度から引き続き施設を利用している児童については、これを適用することにより利用者負担が増額となる世帯に対して、平成27年度に限り年少扶養控除のみなし適用の継続等を行い、激変緩和措置が講じられている。

平成27年7月30日付で交野市長から「特定教育・保育施設等の利用者負担額の改定について」の諮問があったことを受け、本会議において審議を行った結果を以下のとおり答申する。

なお、同諮問に対しては、平成27年9月28日付けで教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額について答申したことから、今回、保育認定（2号認定及び3号認定）について答申するものである。

1. 保育認定（2号認定及び3号認定）の利用者負担額について

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定子ども園で異なっていた財政支援の仕組みが保護者への個人給付を基礎として共通化された。また、その保護者が負担する利用者負担額の水準について国が定める限度額も、教育標準時間認定（1号認定）、保育認定（2・3号認定）それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とすることとされた。

こうした新制度の下、本会議の審議の中で交野市から示された利用者負担額見直しの考え方等を踏まえ、次のような観点から別紙のとおり利用者負担額を設定することが適当であるとする。

- 現行の階層区分は、国基準の8階層を20階層に細分化することにより、利用者負担の軽減措置が講じられているが、過去に28階層から14階層に統合後、平成21年度に現行の階層区分とされた変遷と、北河内地域において、階層区分が最高21区分、最低13区分、平均17区分であること、また、所得が高い階層に対しては細分化を行っていない状況もみられるが、応能負担の原則等を考慮すると、現行の階層区分を維持すべきである。
- 負担の公平性を保つため、階層間における較差や国の上限額に対する割合について、近隣市の状況も参考に平準化等を行うとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育の質的改善や量的拡充により、交野市の財政負担が増加している傾向にあることも考慮して、一定の改定を行うべきである。また、1号認定子どもと2号認定子どもは、従来から認定の趣旨や施設を利用する理由が異なるところであるが、1号認定子どもと2号認定子どもが同時に利用する認定こども園において、一定の時間同じクラスで同じ教育・保育を受けることなどを踏まえると、1号認定子どもの利用者負担額との整合性を図ることが適切である。
- 年少扶養控除のみなし適用廃止による在所児の利用者負担額への影響は、全在所児のうち増額となる児童の割合は約24%で、平均月額にして約2,800円、また減額となる児童の割合は約17%で、平均月額にして4,200円と試算されている。平成28年度から年少扶養控除のみなし適用を廃止されること等から、その影響額も考慮する必要がある。
- 子ども・子育て支援法施行規則第22条に規定するひとり親家庭等が、第3階層から第5階層までに該当する場合は、教育標準時間認定（1号認定）の第3階層に該当する場合と同様に1,000円の減額措置を実施すべきである。

○ 所得の低い階層については、子どもの最善の利益を保障する観点から、利用者の負担能力を考慮し、利用の抑制に繋がらないよう配慮すべきであるが、近隣市との比較や受益者負担の観点から一定の引上げが必要である。

○ 利用者負担額の国基準徴収額に対する割合については、平成26年度において府内市町村の平均が約71%、北河内地域の平均が約64%となる見込みである。平成27年度においては、子ども・子育て支援新制度の施行により、国基準徴収額が引き上げられているものの、実質的な利用者負担額の改定を行っていない市町村が少なくないことから、これらの割合は低下する見込みとなっている。

交野市においては、これまで財政状況等を踏まえ、利用者負担額の国基準徴収額に対する割合について70%を目途として設定されてきたことは、一定理解するところである。しかし、この割合は、所得水準・分布の変動による影響を受けるものであること、また、子育て支援の観点からも府内市町村や近隣市との比較は不可欠であり、この場合、同一の所得階層で利用者負担額の多寡を比較するなど、個々の利用者への影響も考慮する必要があることから、利用者負担額を見直す際は、交野市の財政状況、利用者の家計に与える影響とともに、北河内地域の平均割合も考慮して、適宜、設定することも検討すべきである。

2. 利用者負担額の改定時期について

利用者負担額の改定時期については、平成27年9月28日付けで答申した教育標準時間認定（1号認定）と同様に、一定の周知期間も必要であることから、平成29年度からとすることが適当であると考えます。

3. 利用者負担額の見直し等について

保育認定（2号認定及び3号認定）の利用者負担額については、本会議の前身である交野市幼児問題対策審議会の答申等を踏まえ、概ね3年毎に見直されてきたが、上記1に示した観点と国・府の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行う必要があると考えます。

なお、利用者負担額の見直しに当たっては、財政状況等を踏まえた交野市の方針を明確にしておく必要があり、これを諮問書に記載することも検討すべきである。